

財団・組合及び社団の結合構造（五）

林 寿 二

第二 財団の結合構造

四 財団的結合体の例（続・完）

（三）財団的宗教結合体の意思実現

2 意思実現の方法

A 財団的宗教結合体の意思は、既に与えられているから、その意思を解釈し、適用しなければならぬ。設立者は、その結合体を永く、不変的に存続せしめたいから、設立意思の表現は抽象的、原理的になり易い。そこでその意思解釈、即ち意味づけは広般且つ詳細にわたる。そのため解釈は、意思形成即ち立法に近い様相を帯びる。財団的宗教結合体に意思機関があるというとき、その実体はかかる解釈機関を指すものと思われる。しかし、意思機関というには、結合体の性格を根本的に変革したり、解散できる程の、独立・自主的な権限をもつものと解したい。思うに、設立者が、解釈機関にかかる権限を容易に与える筈がない。従って、もしこのような強

大な権限をもつものがあるとしたら、それは恐らく結合体の外に立って結合体を支配する、謂わば所有者的存在であろう。その時彼は、もはや機関ではない。

財団的宗教結合体の意思実現方法に、教義を宣布し、儀式を執行する面（宗教行為）と、宗教行為を前提としつつ、宗教結合体を統治又は管理する面（統治行為又は管理行為）とある。宗教結合体を発生的にみると、教祖がまづ欲したのは宗教行為であるが、一度宗教集団が形成されると、そこに統治が行われる。しかし、現実の宗教結合体では両者共に、形影相俟つ。

B 宗教行為。財団的宗教結合体の宗教行為は、聖職者が行う⁽¹⁾。聖職者は、救済的善の受益者からでなく、上から、宗教的救済力の把握者から与えられた力によって、宗教行為を行う。そしてそれは、階層的・支配的に構築された組織の中で行われる⁽²⁾。

カトリック教会の宗教行為は使徒職の創設から始まる。教祖は教会建設と宣教の任務を使徒達にあて、彼らに与えられた権能に基いて宣教に従事し、各地に地方的教会を建て、教団を指導し、その頭となり、これらを普遍的教会に合体させた⁽³⁾。この使徒職は、個々の使徒としては本質的に同一であつたが、教会の一致のために、一頭が必要であるとして、使徒の一人ペテロに普遍的教会に対する至高権を与え、その他の使徒団にも裁治権を与えた。これが、教祖のたてた教会の基本構造をなすといわれる。教祖が使徒とその後継者に与えた権能は、教える権能（教職）、秘跡を通じてめぐみを分配する権能（祭職）及び掟を定め、罰を科す——信者を治める——権能（牧職）である⁽⁴⁾。使徒の後継者は司教であり、ペテロの後継者は教皇である。かくて最高の司祭職としての教皇位は、教会の一体のため、全教会・全修道関係に於て霸的至上権と、独立・自由に行使できる最高の統治権を

有し、又、信仰・道徳に関する事項については不可謬性を（ヴァチカン公会議によって）与えられた。⁽⁶⁾ 司教の宗教行為を分担するものに、司祭・副助祭がある。

寺院の宗教行為は、本山・末寺の僧侶によって行われる。⁽⁷⁾ 本山は「一宗弘教ノ本刹」であり、その住職たる法主は「宗意安心ノ正不」を才決する。⁽⁸⁾ 法主の行ふ本山式典は、年忌法要・葬儀・法統継承式である（本・本山典例一）。「末寺ハ……教導ニ拮据シ以テ宗門ヲ護持ス」べきものとされ（本・寺一九）、宗門の前線に立つて宗教活動をする。住職は、寺院所属の宗派の長が、その規則に従って任じた僧侶で、世襲の場合の外は教師又は準教師を以てあてる。教師たるには、所属宗派の定める資格を得なくてはならない。「教師ハ一般説教ヲ許」され、「準教師ハ自坊説教ノミ許」される。そして、「末徒ニシテ毫モ師教ニ違反スルコトヲ得」ず（本・寺細一六、宗制一一）、それによって宗門の統一が保たれる。住職の宗教行為の主なもの、教祖・宗祖の崇拜、教義の宣布、葬儀執行である。

神社の宗教行為は、神社庁・神宮・神社の神職によって行われる。神社は、例えば教祖についてみても、或は過去に存在したもの、或は真柱的存在をたてるもの、又或は教祖をたてないものなどあるように、さまざまであるが、殆んど神社が、惟神の道を教義とし、伊勢の神宮を本宗とするところは共通する。⁽⁹⁾ 神社庁にも、礼拝の施設を備えた財团的宗教結合体があり、それは、神社神道を宣布し、祭祀を執行し、信者を教化育成する（庁規六一の二）。宗教行為の行われる第一の場は神宮及び神社である。神宮は大宮司以下、神社は宮司以下の神職がこれにあたる。

C 統治行為。教会・寺院・神社は、所属宗派の規則と自己の規則によって統治される。その統治組織は、夫

財団・組合及び社団の結合構造（五）

夫強弱の差はあるがヒエラルヒーをなしている。

全世界に多くの信者をもつカトリック教会の統治は、強力な組織と力をもっている。これら地域を、ローマ教会が法的に・確実に直接統治する教皇座区域と、その他の、一般教会法の施行ができないで、布教聖省に所属する布教地とに分ける。教皇座区域は更に、大教区・司教区・小教区などに分けられる。以下、教皇座区域の統治機構をみよう。

教皇は、最高の司教として全教会の頂点に在って、全司教を監督し、教会の全権能を把握する。彼の地位は、枢機卿の互選による指名とその承諾によって決まり、終身職であり、同時に又、ローマ教会の司教・ローマ大教区の都司教・イタリヤの首座司教・西欧の総司教・ヴァチカン市国の首長等、である。

教会の統治を輔佐するものに枢機卿と教皇庁がある。枢機卿は教皇のみが任命でき、彼らは教皇に次ぐ教会最高の教職者であって、そのローマに在留するものは枢機卿会議を組織して、恰も教皇の内閣のように、新教皇の選挙、新枢機卿・大司教・司教の選任、司教区の設立・合併・分割等を議する。彼らは又各教区の行政を分担し、各種の修道会を保護する。その他の枢機卿は、世界の各大教区に在任する。このように枢機卿の高い権限も、ピウス一〇世（一九〇三——一九一四）、現行教会法の制定（一九一七）以来、教会統治の中樞は、立法・行政は聖省に、司法は裁判所に固められているという。¹⁰⁾

教皇庁は教皇の政府にあたり、聖省・裁判所・教皇局に分れ、又各種の委員会などがある。これらの長は殆んど枢機卿である。聖省は、近代国家の各省にあたり、現在一一省がおかれ、教皇の名に於て、教皇から委託された権限に基いて活動する。その決定には教皇の裁可が必要であるが、各分野につき、全教会に対し裁判権を有す

る。固有の意味での聖省は、行政とそれに附随する立法的・教義的領域の活動を行う。教会は又、教会法を犯した者を懲罰したり、教会内の争を審判するために裁判所を設ける。教皇庁の裁判所には赦免・免除・賠償等を与え、良心問題を審査するための内教院、各司教区裁判の第二審たる控訴院（ローマ聖回転法院）及び控訴院の判決に対する上告等について審査する最高裁判所（使徒座署名院）がある。

普遍的教会を支配する教皇の権限から発して、彼に一致し、普遍的統治権をもつものとして司教団が存在する。司教団が教祖から受けた使命に従って命令するとき、それは教祖の意思を表わすものとされる。教皇も品級権の行使については司教としてであり、教皇の権威は司教団によって行われ、教皇は、司教の、教師としての、頭としての、司牧者としての責任を尊重し、護持し、同様に司教制を神の制度として護持する。司教も亦、教皇と完全に一致することが力であり、安全であり、その本質的任務である。教皇は司教を任じ、権限を与え、停職できざるが、司教職を廃止したり、司教なしに統治することはできない。又、教皇は全教会の領域を司教区に区分し、その変更・分割・統合・廃止ができる。司教区は教会の眞の行政単位であり、個々の教会の骨格をなす。そして、教会の司牧的責任は司教団が、一司教区のそれは司教がもつ。司教は何よりもまづ教える使命、司牧的・使徒的任務をもつ。司教のみが正統の信仰の教師であり、宣教師であり、司教区の頭、地方的教会の中心、一致の原理、可見的教階的原理として存在する。¹⁵⁾

司教区に於ける司教の主な権限と義務をみよう。適性に聖別された司教は、法規に従い、叙品を行い、信者の堅信礼を行い得る。司教の統治権としては、教義を教え、主任司祭の説教や教諭を視察したり、又、会議を招集することなく、仮に招集しても会議に拘束されることなく、立法したり、教会裁判に関する一切の民刑事々件の

唯一第一の裁判官であり、又破門、聖職停止等の懲戒権をもつ。更に司教は、司祭を、小教区主任司祭、教会又は教会機関に任命したり、教会財産の管理、礼拝・秘跡に関する一切の事項に干与する権限がある。司教は司教区の信仰の維持と道徳を高める義務を有する。そのため、ミサを捧げ、教職を指導し、教区の視察、司教区会議の招集等をしなければならない。

司教の諮問機関に参事会がある。その構成員は、教区内の主任司祭、その他の聖職者から選出されたものである。その主な職務は教区の指導である。又、司教区の事務を協議するために、司教区会議がある。その構成員は副司教・参事会員・修道院長・司祭長・小教区主任司祭等で、この会議は協議権はあるが、決定権は司教にある。

小教区統治の責任は主任司祭にある。小教区は平信者にとって最高の霊的よりどころであり、聖職者が常住・直接に平信者と交わり、真の司牧活動の行われるのも、又彼らが宗教上の義務を履行するのも原則として小教区内である。然し、教会組織に於ける主任司祭は、司教の協力者として司教に従属し、司教を代理して司祭職に与する。彼は司教によって教会祿に永久的に任命され、法の規定による外、彼の意思に反して罷免も転任もされない。主任司祭は、ミサ聖祭執行・説教・礼拝監督その他の宗教行為の外、教会台帳・教会財産の管理、任地定住等の権利義務を有する。主任司祭の補助者として、助祭・主任司祭代理等を置くことがあり、彼らは委任された裁治権のみを有する。

教会の立法府に相当するものに公会議がある。公会議は、教皇、司教区に於ける司教、司教でない枢機卿・補佐司教等によって構成され、前二者のみ投票権がある。公会議は教会の一般的利害に関する事項を立法する。その信仰・道徳に関する決定は不可謬とされ、この決定が教皇に認可されると、教皇の立法と同じ価値で全教会を

拘束する。なお、特別法令だけに限られた立法権を有するものに、管区連合会議・管区会議等がある。以上の立法諸会議の存在に拘らず、教皇の立法権はそれらに勝り、特に今世紀の初頭以来、中央権力の増大により、めざましくなり、從属的權威の立法活動は控目になっていると云われる。⁽⁶⁷⁾

寺院の統治活動も、宗教行為を前提としてのみ考えられ、その統治は所屬宗派（宗派に属しない単立寺院は勿論この限りでないが）とその寺院の住職によって行われる。宗派は所屬の寺院その他の宗教結合体及び僧侶を包括し、その根本規則（宗制・寺法等）によって統治する宗教結合体をいう。宗派は常に教義上の子弟組織と統治組織の二重構造をもつ。以下、寺院の統治を本末關係に於て考察しよう。一派の寺院に條例、本山（又は本寺）と末寺とが存在する。⁽⁶⁸⁾ 本山は、一派の寺院中最高位の寺院の冠称で、根本道場である。寺院の統治権の沿革をみると、徳川時代に本末制度が確立し、本山の権能を法規⁽⁶⁹⁾で規定したが、明治四年に地方長官が住職を任免でき、同一二年内務省達乙三四号は、大体住職の選任は寺院の慣例によらしめて許可することとし、⁽⁷⁰⁾ 同一七年太政官布達一九号（二一五）は管長制をしき、管長は通例、本山寺の住職であったが、宗門の最高の統轄権（宗制・寺法の制定、末寺の住職の任免、寺院の廃止・財産の保存等）と対外的代表権を有した。⁽⁷¹⁾ 其の後今次の敗戦によって管長制が廃止され、寺院の統治は、宗門、寺院の自治に任せられた。

本山は「派内ノ末徒ヲ統轄スル所」で、本山の最高統治権は法主⁽⁷²⁾にある。その地位は、派の「宗祖以来ノ系統ヲ以テ伝統相承シ」、一派を管領（真宗大谷派では「専領」という）する（本・寺三）、謂わば君主的存在である。「法主ハ派内ノ法度ヲ允許シ執行ヲシテ之ヲ施行セシム」（本・寺九）。法主が法度を制定・変更するときは、必ず集會⁽⁷³⁾の議を経なければならぬ。然し、集會が議決しても、法主の許可、執行の署名、公示がなければ法度

財団・組合及び社團の結合構造 (五)

とされない(本・寺二——)。本山の集會は、法主の選任した議員と末寺の公選した議員とで構成され、派の盛衰利害について議し、執行の行為を監督し、法度案・予算案を議決したりする。法主は又、法度を施行し、教を擴張し、派内の和合のため教示を發し得る。

法主を匡輔し、布教・派内の統理等百般の事務を施行する責任者として、派に執行を置き、法主が任免する。執行中一人を執行長²⁶⁾とし、各執行の首班として各部局を統理する。執行は、法度・教示を施行するため、達示を發し、又門末を指揮する(本・九、一一、一二)。執行は又、「派内僧侶及び教士ニシテ宗制寺法等ヲ守ラサル者品行不正ノ者等渾テ宗門ニ妨ケアル者ハ懲戒処分ニ附」すことができる。但し度牒を剽奪するには集會の議を経なければならぬ(本・寺一三、寺細三三)。

派は全国を教教区を分け、各教区に管事を置いて教区に法度・教示などを施行させ、又執行の指揮を承けて組長を統率し、所轄内の学事、布教の監督その他全般の事務を管理し又、命令を發する。

一派中、本山以外の寺院を末寺という。末寺には宗派によって種々の区別があるが、例えば真宗本願寺派では、別院・別格別院・一般末寺・末寺支坊の四があり、別院の住職は法主が兼ね、別格別院・一般末寺には住職を置くが、末寺支坊には本坊からの留守居(僧)を置く(本・寺細一—六)。末寺の管理は、住職が「一派ノ法度ニ服從」しつつ本・寺二七、当該寺院規則により、極めて広般に亘って行ふ。

神宮・神社の包括宗教結合体に神社本庁²⁷⁾がある。神社本庁は、敗戦後、全国の神社の総意に基いて設立されたもので、財团的宗教結合体とは思われないが、神宮・神社に対して統治権が及ぶことは疑ない²⁸⁾。

神社本庁は「神社の興隆を図るため、並びに神宮及び神社を包括するために必要な業務を行ふ」(本規前文・

三) 神社本庁に統理と理事(内、事務総長・常任理事等あり)を置く。統理は本庁を統括し、神宮並びに本庁・神社及び神社の職員を統括し、又規程を布達し懲戒を行う。事務総長は統理の命を承けて常務を統括し又統理を代理する。常任理事は統理及び事務総長を補佐する。これら役員は役員会を組織し、共同責任を負い、本庁の事務を決定する(庁規六一〇)。

全国各都道府県に神社庁を置き、神社庁に庁長・理事等の役員を置く。庁長は神社庁を統轄し、代表する。理事は庁長と共に神社庁の事務を決定し、共同責任を負う。神社庁の運営に関する重要事項を議決するために、神職及び神職以外の神社の役員その他の者によって構成される協議委員会を設ける(庁規五九——)。

神宮は神社本庁の本宗とされるが、その統治組織は殆んど神社と同じである。神宮は大宮司が事務を統理し、職員を統督し、神宮を代表する。大宮司の補佐に少宮司以下の職員がある。神宮の重要事案に関し、大宮司の諮問機関として顧問、神社の参与機関として参与、神宮の運営を扶ける協議機関として評議員がおかれる。又、神宮の財産・役員の仕事執行の状況を監査するために、崇教者総代中から監査を選出する。更に、崇教者総代会を組織し、神宮の運営につき、役員に諮問に應ずる。神社は宮司が社務を司り、権宮司以下の職員が補佐する。神社はその運営に関し、宮司を扶け、役員に協力させるため、氏子総代・崇教者総代を置く。

神社本庁・神社庁・神宮・神社の役職員が職務上の義務に違反し、信用を失う等の行為をしたときは、懲戒委員会を審査を経て、戒告・免職及び敬称・位階の剝奪等の処分を行う。

- (1) 財団事業からの利益の賦与は、財団管理から分離されて、特別の「聖職授与者」によつてなされ(O, Gierke: D, Pr. R. I., S. 685.) 二) 絶対権威は、特定の選ばれた人々に、神の権威又は意思を啓示し、その啓示された意思

財団・組合及び社団の結合構造（五）

を示すのである（サムエル・サンダース「キリストの教会」飯島正久・池田幸雄共訳、二七頁、新約時報社刊）

(2) ラードブルフ前掲「法哲学」二七五頁参照。

(3) W・ドルメッソン前掲書三〇頁、ゲリー前掲書一六頁。

(4) ゲリー前掲書三五頁。

(5) J・P・ラベル前掲書一六頁。

(6) J・P・ラベル前掲書四二頁。

(7) 本項の寺院に関する引用法規は、特に示さない限り、真宗本願寺派のそれを取り上げた。紙数に限りがあつて、その他を引用する余地のないためである。

(8) 本・寺二・六。その結果、住職・檀徒が「異安心不正義ヲ主張シ法主ノ教誡ニ服従」しないときは、廃寺に至ることがある。

(9) 神社に関し、本項に掲げる引用法規は、神社本庁のそれである。

(10) ルネ・メッツ前掲書一四一頁以下。

(11) その制定する法規は、教皇の法規と同価値を有する（ルネ・メッツ前掲書三八頁）。

(12) ハッセヴェルト前掲書三〇五頁、ゲリー前掲書三五頁。

(13) ゲリー前掲書二五八頁、J・P・ラベル前掲書二二頁。

(14) ハッセヴェルト前掲書三〇五頁。

(15) O. Friedrich, *ib.*, S. 43, ゲリー前掲書一八頁、二〇頁参照。

(16) カトリック教会に於て使われる法には、トマス・アキナスの謂う永久法、自然法・人定法の三を含むのではあるまいか。唯、見える教会又は教皇その他の聖職者の制定・変更する法は、勿論自然法を宣言する場合は別であるが、これ

を財团的宗教結合体の法規に照応してみると、その設立者が宣言又は制定する法が自然法及び人定法であり、理事機関の制定する細則が丁度、人定法に相当すると思われる。この類推が許されると、教皇その他の聖職者の行う立法は、自然法の宣言を除いて、多くは解釈機関の行う立法（例、委任命令、執行命令）行爲と考えられる。なお、仏教で、在家の守らなくてはならないという不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語の四戒の如きは、トマス・アキナスの所謂自然法を云うのだろうか。

(17) ルネ・メッツ前掲書七七頁。

(18) 釈尊が僧伽にいた頃は、一人の支配者もなく、釈尊も僧伽の一人で、特別の支配力をもたなかった、という（増永壽厚「教団」角川書房刊、現代仏教講座第一巻二七五頁）。又、釈尊とその徒は、婆羅門の主張（婆羅門の道はあくまで祭司の道であつて、その修業の目的はじこまでも祭司者 *priest* としての完成であつた）に対する反対者であつた。婆羅門と称する特殊の祭司者の階級の存すること、吠陀 *veda* と称する聖典に最高の權威を置くことに反対であつた、といわれる（増谷文雄「出家仏教と在家仏教」前掲現代仏教講座第一巻二九〇頁、二九一頁）。

(19) 本末関係の起りは元來經濟的関係のものであつて宗教的なのではないと云われる（鈴木宗憲「仏教教団の基礎構造」日本宗教史講座第四卷五五頁、三一書房刊）。国の制度としての本末制度は既に存在していない。

(20) 一派に属する（寺院及び）人々の全部を一に結合した団体を宗門と云い、これを結合する機関を宗門政府と云い、この政府が本山である（真宗大谷派「宗門時言」二三五頁、大谷派本願寺文書科刊）。歴史上、本山なき宗派はなく（但し一派一寺のような特例はある）、法令上、末寺なき宗派はない、と云われる。なお、本山寺は宗派に属し、宗派そのものではない。

(21) 諸宗共通の例として、寛文五年（家綱）の「諸宗寺院法度」によれば「本末之規式不可乱之。縦雖為本寺、対末寺不可有理不尽之沙汰事。檀越之輩、雖為何寺可任其心得。僧侶方不可相争事。」とあり、又、各寺院に対する法度にも、

財団・組合及び社団の結合構造（五）

財団・組合及び社団の結合構造(五)

例えば明暦二年(家綱)の「天台宗諸法度」には「山門日光東叡山三山者、一宗惣本寺、輪王寺宮可有管領事。諸末寺、不受本寺之下知、恣不可住持事。諸寺諸山之学頭別当并衆徒、至于有出入者、訴本寺可受裁許。(附、僧徒構公事不可一列事)。有来之法談所之外不可付所化。一宗之僧徒、惣而不可背本山之命事。」として(梅田義彦前掲書三二九頁―三三三頁より抜抄、但し反点を省く)、厳しい。

(22) 長谷山正観前掲書二五七頁。

(23) 但し、管長(化主)の職は、實際は触頭が行ったものと云われる(荒木良仙「僧綱之研究」一〇五頁、仏教制度叢書第二、仏教制度叢書発行所刊)。

(24) 本・寺二、なお真宗では法主と呼ぶが、貫主と呼ぶ宗門(曹洞宗)もあり、一定していない。

(25) 宗派によれば(例、真宗大谷派)、かかる宗会を置かないものもある。

(26) 一般に触頭と云われる職で、宗派によると、総務・執綱・宗務長・執事長・寺務総長などと呼ばれる(荒木良仙前掲書一六七頁―)。

(27) 本稿では、神社本庁を包括宗教団体としない神社の考察はしなかった。

(28) 神社も、中世に於ては、神社の中で有力神社の末社なるものが出たりして、本末関係が存在した(萩原竜夫「中世祭祀組織の研究」、吉川弘文館刊、一五〇頁等)、といわれる。神社本庁と神社には本末関係が存在しないのではないか。

(四) 受益者(平信者)

財団的宗教結合体の受益者は平信者である。信者に聖職者と平信者とがある。¹¹⁾ 聖職者も平信者と同様に宗教結合体から恵をうけるが、両者の宗教上の地位・職能は異なり、平信者は本来、受動的な、謂わば自益権者の立場

に在り、仮に平信者が使徒職的又は管理職的地位を与えられても、それは宗教結合体によって特に与えられたもので、平信者が当然にもつ地位ではない。人が一派の平信者とされるには、その宗派の定める方式に従わねばならない。入信によって信者共同体に参加し、宗教結合体に対して一定の地位を取得する。

カトリック教会に於ては、洗礼によって教会に入り、一度入れば永久に信者として教会に留るものとされる。⁽²⁾ 勿論これは可視的教会に入り、単に教会の肢となるのであって、頭となるのではない。平信者は聖職と異なった身分をもち、⁽³⁾ 世俗的な低い階層をなし、教会によって管理される「恩恵の手段」を媒介としてのみ救われる、と考えられている。⁽⁴⁾ 平信者の教会に対する権利義務で、教会が平信者に最も期待しているのは服従である。⁽⁵⁾ 平信者は聖職者から精神的財即ち、教えの秘跡、特に救いに必要な助けを受ける権利、教会の祈りや贖宥にあづかり、祝福・特免・典礼的集会への参加・教会の埋葬を受けるなどの権利がある。⁽⁶⁾ 平信者は又教会の目的自体のために必要な物的財を提供したり、宗教上の助力者として司祭職に参与したり、その他教会法上の義務を有する。

平信者は、信仰生活をよりよく充実し、教会から多くの恵を得るために、又、教会はその布教活動を拡めるために、平信者団体をつくることがある。それは教会に附従するものではあるが、平信者が自ら設けるものと、教会が設けるものとある。例えば、兄弟会・在俗第三会・敬神団その他信仰団体の如きである。

寺院の平信者に檀徒⁽⁷⁾（檀家、門徒）と信徒との別がある。檀徒は一定の寺院に定属し、その寺院の教義を信仰し、自己の主宰する葬祭を一時的でなく委託し且つ寺院の経費を負担し、檀徒名簿に登録された者を云う。信徒は、所属寺院の教義を信仰し、寺院の経費を負担し、葬祭を一時的に委託し、信徒名簿に登録された者をいう。⁽⁸⁾ 檀徒は特定寺院に所属しつつ、同時にその本山の信徒たる地位をもつものと思われる。⁽⁹⁾ 寺院に檀徒がないとき

財団・組合及び社団の結合構造（五）

は、信徒に、檀徒に代るべき地位を与えられる。信徒は寺院に常存的なものではないが、檀信徒の併存は妨げない。

檀信徒が寺院に不可欠の要素であることは疑ない。但し、檀信徒が、寺院という社団の社員である⁽¹²⁾という意味ではない。檀信徒の地位の取得は、慣習上、世襲の場合が多いが、寺院と檀信徒との合意による場合もある⁽¹³⁾。地位の喪失は、離檀・除外⁽¹⁴⁾・死亡などによる。檀信徒は寺院に対して、宗制寺法又は寺院規則等、又は慣習により認められ権利、例えば、葬祭・法要を委託する権利、檀信徒総代選出権、総代を通じての寺院の管理・寺院財産監督権、住職選定干与権並に寺院経費負担義務などをもつ。

なお、信者の団体として講などがある。

神社（神宮も含めて）の平信者に氏子と崇敬者とがある。氏子は慣習によって定まった区域内に住み、神社の教義を信仰し、奉賽の誠意などその神社の護持に任ずる者を云い、崇敬者は氏子に準ずる者で、神社の氏子区域外に住み、当該神社を継続的に崇敬し、その維持経営について財的負担をするものを云う。氏子は原則として一神社に定属するが、崇敬者は数神社についても存し得る。氏子・崇敬者は一神社に併存し得るが、その一方のみの場合もある。氏子・崇敬者の神社に対する地位は、序規・神宮及び神社規則及び慣習などによって定まるが、例えば、氏子総代・崇敬者総代選挙権、被選挙権、神宮及び神社の維持経営費負担義務などを有する。

平信者の使徒職について。平信者は、自らの信仰生活の充実のため、又、宗教結合体はその経営・布教活動のため、平信者の世俗的・物的生活の知恵や経験を利用して、その使徒的協力を求める。一、二の例をみよう。

カトリック教会も、聖職者の活動のみに依存する教会のあり方に反省して、教会の指導と委任とによって、聖

職者の使徒職を平信者の自覚的・積極的活動と協力とによって、教会の活動を形成することも必要である、と考
える¹⁵⁾。教皇ピウス一世（一九二二—一九三九）が「カトリック・アクション」を宣言し、平信者が使徒職に参
加するように呼びかけたり、ピウス二世（一九三九—一九五八）が、平信者は単に教会に属しているばかりで
なく、むしろ彼らは教会であると云ったとか又、将来おそらく平信者に教会の裁治権に参加させる日が来るかも
知れない、と考えるのはこれを示す。かくて、今世紀の司祭の第一の関心は、信者の使徒的意識を呼びさますこ
とであるという¹⁶⁾。これは、教皇が広大な分野の夫々の領域の各部分を司教に分つように、平信者にも使徒職の仕
事を分ち与えたのである。このカトリック・アクションと云われるものは、平信者に、その神の召命の光栄と要
求を、又その永遠の運命を想い起させ、即ち彼を使徒的活動に目ざめさせ、布教的・使徒的活動という教会の本
質的な活動に共同させ、この使徒的活動を組織化させねばならない、と考えている¹⁷⁾。

近来、寺院も（例えば、真宗大谷派の「同朋会」運動、真宗本願寺派の「門信徒会」運動の如き）平信者の布
教活動に強い関心を示している。今、本願寺派の資料¹⁸⁾によってその云うところの一端をうかがう。

思うに、僧侶の活動は寺院を中心として行われ、その本分は自信教人信にある。嘗て同派宗祖の布教時代、当
時の門徒集団は、各人が強い伝道意欲をもって伝道者として働く伝道集団であった、と云われる。その後、教団
が固まってくると、僧侶は説き手となり門徒は聞き手になってしまった。又、宗祖には教団形成の意図がなかつ
たし、教団は必要悪であると考えられるようになった。信仰は云うまでもなく個々人の問題であるが、然し、信徒
が互に手を取り合って同行するというつながりは、念仏を更に深める道である。信仰は自己自らが強めるのであ
って、自らの宗教活動がまたそのまま信教強化になる。その意味では僧職は、信徒又は布教の世話役と考えられ

る。元来、教団は如來の教法が社会に届けられる伝道組織である。このために門信徒会は、寺院の護持会の機能から脱皮して、寺院が本来の教化機能を果たすための末端組織としての役割を遂行しなくてはならない。布教の第一は、教法と縁とを結ばせる住職の活動であるが、第二は信徒相互の布教、即ち門徒が門徒をつくることである。教団を構成している全ての人が、僧俗を問わず、布教単位になることが教団のあるべき本来の姿であり、教団の布教態勢の確立である。伝道教団が、伝道者教団に陥って、法義を私有化したこと、布教組織であるべき筈の門信徒組織が護持組織に墮した事、布教方法の画一的であったことなどを反省して、門信徒の布教活動を組織化して一層推進せしめようとするのである。

平信者の管理職について。財団的宗教結合体の統治は聖職者によって行われるが、恰も、平信徒の使徒職への協力のように、管理職、特に結合体の経済的面の参加が行われる。一、二の例をみよう。

寺院は檀信徒の中から、夫々の総代を選出して、合議制の、住職の補助機関・監査機関とする。²⁰これは住職の権限が総括的であるため、寺院の経営について住職を扶け、寺院の財産を監督し、債務負担行為、財産処分などについて同意する必要があるからである。

神社にも、氏子・崇敬者を夫々代表するとされる合議制の機関として氏子総代・崇敬者総代があり、それらの選出方法など寺院の場合と殆んど同じである。氏子総代の職務は、社掌の定員を議したり、神社の願届に連署したりして、神職の社務、神社の経営を補助するに在る。崇敬者総代のそれは氏子総代に準ずる。

(1) 本稿ではカトリック教会の修道者は考察外とする。又、仏門に於ける非僧非俗の觀念の如きを取扱わない。

(2) O. Friedrich, *ib. S. 38*, R. Metz, *ib. p. 142*, A. Retzbach, *ib. S. 22*.

- (3) この区別は教祖の望んだものと云われる (R. Metz, ib. p. 80)。
- (4) 信者は本来、個人としては神の前に平等なものであろう。然し、このことば、教会という共同体が階層的に組織されているということを否定するものではない、という (R. Metz, ib. p. 74)。
- (5) J・P・ラベル前掲書二八頁。但し、こうは云つても、カトリック体制で平信者が全く従属的だけの存在であったというのではない (有賀鉄太郎「カトリシズムにおける教職と信徒」、日本基督教団信仰職制委員会編「教職・役員・信徒」一四九頁)。
- (6) 教会六八二、Bouskaren & Ellis, ib. p. 341。
- (7) 国家制度としての檀家制度は徳川幕府によつて始まったが、明治初年に廃止された。
- (8) 必ず一寺院の檀徒として止まるべきであつて、同時に二寺院の檀徒たり得ない (西野雄治「現行寺院法及教会法講義」三三三頁、日英堂刊)。
- (9) 僧伽は比丘僧伽を第一教団とし、それを財政的に扶ける役割を果す信男信女を第二教団とし、(増永靈鳳前掲書二八二頁)、又、在家は、一言にして云えば、聞法そして随順である。更に、出家に対する尊敬の表現として布施行がこれに随う (増谷文雄前掲書二九七頁)。
- (10) 天台宗寺門派宗制八二条は「他宗派ノ檀徒又ハ派内甲寺院ノ檀徒ニシテ乙寺院及教会ニ帰依シ其名簿ニ登録シタル者ヲ信徒トス」という。
- (11) 真宗ではかかる場合、何れも門徒と呼ぶ (森岡清美前掲書一四三頁)。
- (12) 寺院を社団であるとする見解 (例、西野雄治前掲書三二頁、三四頁) は採らない。「不可欠」という意味は、一時も欠くことができないというのではない。又、檀信徒の永続的欠缺が廃寺の事由とされるのは、寺院の主目的たる宗教行為の対象を欠くからである。

財団・組合及び社団の結合構造 (五)

財団・組合及び社団の結合構造（五）

- (13) 入信に一定の方式を必要とする場合（例、真宗の帰敬式）もある。
- (14) 除外は、檀信徒の義務違反の場合などに行う、寺院の一方的除名行為を云う。
- (15) 平信者が、聖職者の宗教活動に協力者として必要であると云うことは、真理を証すのは司教の公式な教えばかりでなく、平信者の不断の信仰告白も、これと同じく証言することで行われる（J・P・ラベル前掲書五六頁参照）。
- (16) 有賀鉄太郎前掲論文五〇頁。
- (17) ルネ・メッツ前掲書一三二頁。勿論、平信者の使徒職は、彼らが教会の使徒的活動に参加するのであって、平信者の教階制への参加を意味したり、聖職者階級への従属という根本理念を否定も修正もするものではない（ハッセヴェルト前掲書三一―頁、石原謙「宗教改革における、教職、役員、信徒」日本基督教団信仰職制委員会編「教職・役員・信徒」六二頁）。
- (18) ハッセヴェルト前掲書三二―六頁。
- (19) ハッセヴェルト前掲書三一―四頁―、三二―四頁―。
- (20) 真宗本願寺派宗務所編、宗報別冊第二集「門信徒会組織のすすめ」、昭三八、七。
- (21) 宗教団体に因連してはあがるが、檀信徒総代は寺院の意思機関であるという見解（例、西野雄治前掲書三四頁、三九頁―四一頁）、には賛同しがたい。

(五) 物

財団的宗教結合体に於て、物又は財産（以下物と謂う）は不可欠の構成要素である。物を欠くときは、財団的宗教結合体は、成立も存続もできない。ここで謂う物は、財団的宗教結合体の、意思以外の実在を指す。物を財

団の宗教結合体との関連に於てみると、それは二の機能を持つていられると思われ。一は、物を謂わば動的に、即ち宗教結合体の目的たる事業活動に役立つ手段としてみる場合で、他は、謂わば静的に、宗教結合体を形成する、それ自体としてみた場合である。物の手段性については異論がないと思われるが、唯この性質を一層つきつめて、「財団は事実上、目的財産・信託財産に近づく。即ち財団は権利能力なき非独立の何物でもない」とする見解⁽¹⁾は一面的なものとして本稿は採らない。物が財団的結合体の成立又は存続に不可欠の場合、言換えると、物が失くなれば、その結合体も、ひいては結合体によって表現せられる設立者の意思もなくなるような場合(例、美術品に於ける素材のなくなった場合)は、材料自体が既に主体的性格をもつと云い得るのではあるまいか。学者或は、財団組織の最重要部分は、目的のための、しかもそれによって財団の本質が汲みつくしきれないところの、財団財産の結合であるとか、或は教会は營造物(Anstalt)⁽²⁾であるとか、或は財団全体が *pia causa*, *piae causae* と呼ばれるところの法人格の担い手になる、⁽⁴⁾とかするのは右の事情を語るものではないだろうか。

教会法に於ける物の観念は、教会の目的を達するための諸手段で、⁽³⁾物的物・有体物・結合物を指す(教会七二六―)。教会は神の救済計画を知らせるために、外部的礼拝、例えば教会の外部の展開の場としての建物・集会の場所を、⁽⁶⁾又、聖職者の生活の維持のために全創造的手段を利用することが許される。教会は、法がなくて済ますことができる場合にのみ財物なくして済み得るに過ぎない。⁽⁶⁾勿論、教会は企業などの現世的存在とちがって、物をその含む物的事実の故にのみ取扱うのである。⁽⁷⁾

寺院の語義がその起源に於て、既に堂舎の存在を前提としたと云われるが、かかる考え方は国家法(明一一、内務省達乙五七号社寺取扱概則一)も認めるところで、社寺の創建は、永続財産の目途且其地所・建物の体⁽⁸⁾(本

財団・組合及び社団の結合構造（五）

堂・庫裡等）を具うるものに限り允許するとしたり、判例（例、明三四、一〇、三、大控新聞六〇号）も、寺院には寺たる体を具うる建物の実在を要し、之をはなれて無形的に存在することは、法理上認めざるところ、と云うこのため、寺院が一定期間内に物的要素を確定的に欠くときは、廃寺の原因となる。但し、この場合も、信仰・礼拝の目的たる一定の本尊の外、殿宇その他法用に必要な設備があれば足りる。⁽⁸⁾

神社を發生的にみると、自然の森林・樹木・岩石等の自然物（神籬・磐境）に神祇を招いて崇拝の対象にした⁽⁹⁾という。神社の祭神は通常、靈代と呼ばれる神聖な物（例・鏡・玉）で表現される。⁽¹⁰⁾その祭神を鎮祭する設備として神殿・境内が必要である。

- (1) H. Mireis, *ib.* S. 41.
- (2) Ennecerus—Nipperdey, *ib.* S. 467.
- (3) ラードブルフ「法哲学」前掲二七五頁。
- (4) Puchta *ib.* S. 43.
- (5) 小口偉一前掲書一五八頁参照。
- (6) O. Friedrich, *ib.* S. 358, Bouscaren & Ellis *ib.* p. 778.
- (7) O. Friedrich, *ib.* S. 385, ケリー前掲書二六九頁。
- (8) 体という語は、キリスト教でも、比喩的にはあるが、例えば教会はキリストの体である、というように使う。
- (9) 伊達光美前掲書三六四頁。
- (10) 宮地直一前掲書五一頁、田中義能「神道概論」五〇頁、明治書院刊。
- (11) 中野与吉郎「現行神社制度の概要」一六四頁。

(六) 宗教法人法のみた財団的宗教結合体の構造

宗教法人法(一・二)は、宗教法人を、宗教行為を主目的とするところの、(一)礼拝の施設を有する神社・寺院教会等の「団体」⁽¹⁾及び、(二)これら「団体」を「包括」⁽²⁾する教派・宗派・教会等の「団体」(所謂宗教団体)であつて、この「宗教団体」がその財産を所有したり、維持運用したり、又、それらの維持、運用のために業務や事業を運営するために、法人格を与えたものとする。かくて、宗教法人の実体には、財団的の「団体」と社团的の団体とが含まれる。本稿は前者を実体とするものを財団的宗教法人と呼ぶ。では、宗教法人法が財団的宗教法人を如何に取扱つているか。

財団的宗教法人の意思は、設立者(法人格を取得しようとする者)によつて与えられ、それを具体的に表示したものが「規則」である(宗法一二)。 「規則」の根本的な部分は、通常、財団的宗教結合体の根本規範と一致するであろう、そしてその場合は、不変更とされよう。然し、その「規則」は、法人としての法規範であり、然も単にその実体の財産の維持運営等を目的とする法人の規範であることから、その実体たる財団的宗教結合体の自治規定程硬性ではない(宗法一二I9、二六一)。

財団的宗教法人の意思実現は、責任役員・代表役員等によつて行われる(宗法一八)。これらの役員等が、その実体たる財団的宗教結合体の機関と名称・資格・権限など、一致しても、しなくてもいい(宗法一二I5・6)。代表役員は責任役員の一人在る。彼は法人を代表し、事務を総理する。責任役員は三人以上いなくてはならな

財団・組合及び社団の結合構造（五）

い。その職権は「規則」の定めるところにより、法人の事務を決定する（宗法一八ⅠⅢⅥ）。従って「規則」でその決議事項を制限できるから、責任役員を法人の意思機関とすることも（この場合は、既に財団性を失う）、しないこともできる。財団的宗教法人が任意に解散する（法人格を失うこと）場合の決定は、同法（四三一）の定めるところに従って、代表役員がなし得るし、又、「規則」の定めに従って責任役員も行い得る。

平信者は、財団的宗教法人の事業の対象と考えられ（宗法二）、又、利害関係人たり得る（宗法一二Ⅱ、二三等）が、その構成員とされなくてはならない必然性はない。又、財団的宗教法人がその礼拝の施設を滅失して、一定期間以上それを備えないときは、解散命令の事由となり得る（宗法八一Ⅲ）。このことは、財団的宗教法人の実体たる財団的宗教結合体に物的施設が必須要件であることを示すのではないだろうか。

(1) 本稿ではこれを結合体と呼んだ。人間団体と区別するためである。

(2) この「包括」の意味には、社員によって社団が構成されているというような意味の外、上級「団体」に従属する下級団体という関係も含まれる。